

提出期限は1月31日です

# 平成28年度 償却資産(固定資産税)申告のお願い

問い合わせ先

税務課資産税係  
(内線42・43)

工場・商店・農業などを経営している、アパートを貸している、太陽光発電施設(家庭用を除く)を設置したなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。

## 申告の対象となる償却資産

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等といい、次の6種類の事業用資産です。

- ① 構築物(駐車場・鉄塔など)
- ② 機械および装置  
(旋盤・動力配線設備など)
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両および運搬具  
(大型特殊自動車など)
- ⑥ 工具・器具・備品  
(測定工具・机・椅子など)

## 原則として申告の対象にならないもの

- 土地・建物

○ 使用可能期間が1年未満の資産

○ 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産

○ 取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、一括し3年間で均等償却される資産

○ 自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクターなど

## 申告の方法

○ 引き続き申告される方

町から12月中旬ごろに申告書を送付します。平成27年1月1日から同年12月末日までに増加・減少した資産、または修正を必要とする資産の申告書を提出してください。

○ 新規に申告される方

申告書が税務課資産税係にありま

すので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付します。

全資産を種類別明細書に記入して申告してください。

なお、事業を行っていないも、申告する資産がない場合には、申告書の備考欄に「該当資産なし」と明記して申告してください。

○ 電算処理で申告される方

事業所独自に申告書を作成される場合は、平成28年1月1日現在の全資産を申告してください。

## 提出期限

申告書の提出期限は、地方税法第383条で1月31日と定められています。申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早め税務課へ提出をしてください。

平成27年中に家屋を取り壊した皆さまは届出を

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。

家屋の新築等に伴い、平成27年中に家屋を取り壊し(一部取り壊しも含む)、家屋滅失登記をしていない方で、『家屋取壊届出書』をまだ提出されていない場合は、至急税務課資産税係まで提出してください。

『家屋取壊届出書』を提出していたと、取り壊した家屋が台帳に登録されたままとなり、引き続き固定資産税が課税されますので、必ず届出をしてください。

なお、課税対象となっている家屋は、4月に納税通知書と一緒に送付してあります課税明細書により確認ができます。

## 所有者が亡くなられたときは

所有者が亡くなられた場合は、相続登記を完了されるまでの間、固定資産税等の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する相続人の代表者を『相続人代表者指定届出書』によりお知らせください。

# 平成27年分 青色申告決算等説明会を開催します

税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、青色決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、説明会を次のとおり開催します。

## 1 営業等所得関係

開催月日	時間	会場	対象地区
12月 1日(火)	午後2時～4時	小諸市文化センター第一講義室	小諸市・御代田町
12月 3日(木)	午後2時～4時	佐久市佐久平交流センター	佐久市(佐久地区)
12月10日(木)	午後2時～4時	軽井沢町商工会館	軽井沢町

※対象地区以外の会場へもご出席いただけます。

## 2 農業所得関係

開催月日	時間	会場	対象地区
12月3日(木)	午前10時～正午	佐久市佐久平交流センター	全市町村

### ご注意ください！ 記帳・帳簿等の保存制度

平成26年1月から、事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての方に、記帳・帳簿等の保存が必要となりました。制度の内容や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 佐久税務署(担当部門:個人課税第一部門) 電話 0267(67)3460(代表)

※ 自動音声案内に従い「2」をお選びください。

個人住民税の

特別徴収を

実施していない

事業所の皆さまへ

個人住民税の特別徴収は、給与事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に支払う毎月の給与から個人住民税を特別徴収(天引き)し、従業員(納税義務者)に代わって、住所地の市町村へ納入する制度です。

個人で納付書により年4回で納税している従業員の方に次のようなメリットがあります。

● 納税の時間が省け、納め忘れがなくなる。

● 年12回(毎月)の納税になるため、1回あたりの負担が少ない。

地方税法第321条の4および町条例により、事業主は原則として特別徴収することになっていきます。

ご連絡をいただければ特別徴収関係書類をお送りいたしますので、特別徴収をしていない事業所につきましては、ご協力くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先

税務課住民税係(内線42)

(広告欄)

日頃お世話になっているあの人へ  
信州のおいしい麺をお贈りしませんか。

**全国発送**

そば通も満足!  
信州八割そば

町内産そば粉使用  
石臼挽きそば

おなじみの  
七割そば

伊押し  
御代田町特産品認定

そば工場  
やまよし 栄町店

今すぐお電話を  
Tel.32-2022  
Fax.32-3966

12月～2月限定  
**宴会は早割で!!**

宴会当日より1月前のご予約に限り  
焼酎又は日本酒(各720ml)のいずれかを  
1本サービスいたします。(10名様以上の場合)

旬香感謝月間 第2弾!!

四季の味処  
**旬香**  
SYUNKA

12月の毎週(火曜・木曜)は  
角ハイボール(S)  
半額です

四季折々の食材で皆様をおもてなし ☎0267-32-8833